



宮 崎 県 公 報

平成31年3月22日(金曜日)号外 第9号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目 次

条 例

○宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション

施設条例の一部を改正する条例……………(企業局) 1

○後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する

条例……………	(病院局) 2
○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正 する条例……………	(教育庁) 5
○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改 正する条例……………	(“) 10
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律施行条例の一部を改正する条例……………	(県警本部) 19

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例(条例第21号)

1 改正の理由及び主な内容

消費税率の引上げに伴い、使用料及び利用料金の上限額等について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成31年10月1日から施行することとしました。

◎ 後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第22号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の制定に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例(条例第23号)

1 改正の理由及び主な内容

消費税率の引上げに伴い、利用料金等について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成31年10月1日から施行することとしました。

◎ 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 改正の理由及び主な内容

消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

◎ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 改正の理由及び主な内容

都市計画法の改正に伴い、風俗営業の営業所の設置を制限する地域に田園住居地域を加える等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第21号

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例（平成17年宮崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後													
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第47号。以下「公営企業設置条例」という。）第3条第2項第3号に規定する一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設（以下「施設」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第8条、第15条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1人18ホールにつき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日から金曜日まで (休日は除く。)</td> <td><u>3,174円</u>（65歳以上の者にとっては、<u>2,474円</u>）</td> </tr> <tr> <td>土曜日、日曜日及び休日</td> <td><u>5,261円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>		区 分	1人18ホールにつき	月曜日から金曜日まで (休日は除く。)	<u>3,174円</u> （65歳以上の者にとっては、 <u>2,474円</u> ）	土曜日、日曜日及び休日	<u>5,261円</u>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公営企業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第47号。以下「公営企業設置条例」という。）第3条第2項第3号に規定する一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設（以下「施設」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第8条、第15条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1人18ホールにつき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日から金曜日まで (休日は除く。)</td> <td><u>3,232円</u>（65歳以上の者にとっては、<u>2,520円</u>）</td> </tr> <tr> <td>土曜日、日曜日及び休日</td> <td><u>5,359円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>		区 分	1人18ホールにつき	月曜日から金曜日まで (休日は除く。)	<u>3,232円</u> （65歳以上の者にとっては、 <u>2,520円</u> ）	土曜日、日曜日及び休日	<u>5,359円</u>
区 分	1人18ホールにつき														
月曜日から金曜日まで (休日は除く。)	<u>3,174円</u> （65歳以上の者にとっては、 <u>2,474円</u> ）														
土曜日、日曜日及び休日	<u>5,261円</u>														
区 分	1人18ホールにつき														
月曜日から金曜日まで (休日は除く。)	<u>3,232円</u> （65歳以上の者にとっては、 <u>2,520円</u> ）														
土曜日、日曜日及び休日	<u>5,359円</u>														

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第22号

後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例

後期研修医研修資金貸与条例（平成25年宮崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>後期研修医研修資金貸与条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、国立大学法人宮崎大学医学部医学科の講座（以下「大学講座」という。）における後期臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の臨床研修（以下「初期臨床研修」という。）を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修で管理者（宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）第4条に規定する管理者をいう。以下同じ。）が定めるものをいう。以下同じ。）を受け、将来において、県立日南病院又は県立延岡病院で医師の業務に従事しようとするものに対し、後期研修医研修資金を貸与することにより、これらの病院に必要な医師の確保を図り、もって県南及び県北地域の医療体制の充実に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「後期研修医研修資金」とは、後期臨床研修のための資金をいう。</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 後期研修医研修資金の貸与を受けることができる者は、初期臨床研修を修了後、大学講座のうち管理者が定めるものに在籍して後期臨床研修を受ける者で、後期研修医研修資金の貸与を受ける期間を満了した後、県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事しようとするものとする。ただし、次に掲げる</p>	<p>宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、国立大学法人宮崎大学医学部医学科の講座（以下「大学講座」という。）における専門研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の臨床研修（以下「初期臨床研修」という。）を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修で管理者（宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）第4条に規定する管理者をいう。以下同じ。）が定めるものをいう。以下同じ。）を受け、将来において、県立日南病院又は県立延岡病院で医師の業務に従事しようとするものに対し、専攻医研修資金を貸与することにより、これらの病院に必要な医師の確保を図り、もって県南及び県北地域の医療体制の充実に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「専攻医研修資金」とは、専門研修のための資金をいう。</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 専攻医研修資金の貸与を受けることができる者は、初期臨床研修を修了後、大学講座のうち管理者が定めるものに在籍して専門研修を受ける者で、専攻医研修資金の貸与を受ける期間を満了した後、県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事しようとするものとする。ただし、次に掲げる者を除く。</p>

者を除く。

(1) [略]

(2) 宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例 (平成20年宮崎県条例第25号) に基づき研修資金の貸与を受けている者又は受けた者でその返還の免除の要件に該当しないもの

(3) 宮崎県産科専門医研修資金貸与条例 (平成30年宮崎県条例第14号) に基づき研修資金の貸与を受けている者又は受けた者でその返還の免除の要件に該当しないもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類するものとして管理者が定める者
(貸与の額等)

第4条 後期研修医研修資金の貸与の額は、月額15万円を超えない範囲内で管理者が定める額とする。

2 後期研修医研修資金は、無利子とする。
(貸与の期間)

第5条 後期研修医研修資金の貸与を受けることができる期間は、初期臨床研修を修了した日の属する年度の翌年度 (以下「後期臨床研修開始年度」という。) の4月1日から起算して3年を経過する日までの間で、国立大学法人宮崎大学医学部附属病院に在籍して研修を受ける期間とする。

(保証人)

第6条 後期研修医研修資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、後期研修医研修資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
(貸与の停止等)

第7条 管理者は、後期研修医研修資金の貸与を受けている者が後期臨床研修を休止したときは、当該休止した日の属する月の翌月分から後期臨床研修を再開した日の属する月の分まで、後期研修医研修資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された後期研修医研修資金があるときは、当該後期研修医研修資金は、後期研修医研修資金を受けている者が後期臨床研修を再開した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 管理者は、後期研修医研修資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の分から後期研修医研修資金の貸与を行わないものとする。

(1) 後期臨床研修を中止したとき。

(2) 後期研修医研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(3) [略]

(4) 心身の故障のため後期臨床研修を継続する見込みがなくなったとき。

(5) その他後期研修医研修資金の貸与を受けている者として不適当と認められるとき。

(返還)

第8条 後期研修医研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた後期研修医研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に一括して返還しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると

(1) [略]

(2) 宮崎県特定診療科専門医研修資金貸与条例 (平成31年宮崎県条例第10号) に基づき研修資金の貸与を受けている者又は受けた者であって次に掲げるもの

ア 貸与を受けた研修資金の返還の債務の履行を終えていない者

イ 貸与を受けた研修資金の返還の債務の履行を終えた者であって専攻医研修資金の貸与を受けることができる者とすることが適当でない者として管理者が定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに類するものとして管理者が定める者
(貸与の額等)

第4条 専攻医研修資金の貸与の額は、月額15万円を超えない範囲内で管理者が定める額とする。

2 専攻医研修資金は、無利子とする。
(貸与の期間)

第5条 専攻医研修資金の貸与を受けることができる期間は、初期臨床研修を修了した日の属する年度の翌年度 (以下「専門研修開始年度」という。) の4月1日から起算して3年を経過する日までの間で、国立大学法人宮崎大学医学部附属病院に在籍して研修を受ける期間とする。

(保証人)

第6条 専攻医研修資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、専攻医研修資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
(貸与の停止等)

第7条 管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けている者が専門研修を休止したときは、当該休止した日の属する月の翌月分から専門研修を再開した日の属する月の分まで、専攻医研修資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された専攻医研修資金があるときは、当該専攻医研修資金は、専攻医研修資金を受けている者が専門研修を再開した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の分から専攻医研修資金の貸与を行わないものとする。

(1) 専門研修を中止したとき。

(2) 専攻医研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(3) [略]

(4) 心身の故障のため専門研修を継続する見込みがなくなったとき。

(5) その他専攻医研修資金の貸与を受けている者として不適当と認められるとき。

(返還)

第8条 専攻医研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた専攻医研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に一括して返還しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると

認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

- (1) 前条第2項の規定により、後期研修医研修資金の貸与が行われなくなったとき。
- (2) 後期臨床研修開始年度の4月1日から起算して6年（管理者が特別の事情があると認めるときは8年）を経過する日までの間に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事しなかったとき。
- (3) その他後期研修医研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 後期研修医研修資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく貸与を受けた後期研修医研修資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合（この場合における年当たりの利息の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した遅延利息を支払わなければならない。

3 [略]

（返還の猶予）

第9条 管理者は、前条の規定にかかわらず、後期研修医研修資金の貸与を受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により後期研修医研修資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する間、後期研修医研修資金の返還の全部又は一部を猶予することができる。

（返還の免除）

第10条 管理者は、後期研修医研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、後期研修医研修資金の返還の全部を免除するものとする。

- (1) 後期臨床研修開始年度の4月1日から起算して6年（管理者が特に事情があると認めるときは8年）を経過する日までの間に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事した場合で、後期臨床研修開始年度の4月1日から起算して10年を経過する日までの間に、管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、貸与を受けた期間に相当する期間（貸与を受けた期間が2年を超えるときは2年。以下「必要勤務期間」という。）に達したとき。
- (2) [略]

第11条 管理者は、前条第2号に規定する場合を除くほか、後期研修医研修資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により後期研修医研修資金を返還することができなくなったと認められるときは、後期研修医研修資金の返還の全部又は一部を免除することができる。

2 管理者は、後期研修医研修資金の貸与を受けた者の業務従事期間が必要勤務期間に満たないときは、後期研修医研修資金の返還の一部を免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の後期研修医研修資金貸与条例の規定に基づいて貸与された研修資金は、この条例による改正後の宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づいて貸与された研修資金とみなす。

きは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

- (1) 前条第2項の規定により、専攻医研修資金の貸与が行われなくなったとき。
- (2) 専門研修開始年度の4月1日から起算して6年（管理者が特別の事情があると認めるときは8年）を経過する日までの間に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事しなかったとき。
- (3) その他専攻医研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 専攻医研修資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく貸与を受けた専攻医研修資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合（この場合における年当たりの利息の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した遅延利息を支払わなければならない。

3 [略]

（返還の猶予）

第9条 管理者は、前条の規定にかかわらず、専攻医研修資金の貸与を受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により専攻医研修資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する間、専攻医研修資金の返還の全部又は一部を猶予することができる。

（返還の免除）

第10条 管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、専攻医研修資金の返還の全部を免除するものとする。

- (1) 専門研修開始年度の4月1日から起算して6年（管理者が特に事情があると認めるときは8年）を経過する日までの間に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事した場合で、専門研修開始年度の4月1日から起算して10年を経過する日までの間に、管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、貸与を受けた期間に相当する期間（貸与を受けた期間が2年を超えるときは2年。以下「必要勤務期間」という。）に達したとき。
- (2) [略]

第11条 管理者は、前条第2号に規定する場合を除くほか、専攻医研修資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により専攻医研修資金を返還することができなくなったと認められるときは、専攻医研修資金の返還の全部又は一部を免除することができる。

2 管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者の業務従事期間が必要勤務期間に満たないときは、専攻医研修資金の返還の一部を免除することができる。

3 改正後の条例第3条第2号の規定は、施行日前に、宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例（平成31年宮崎県条例第10号）附則第2項の規定による廃止前の宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例（平成20年宮崎県条例第25号）又は宮崎県産科専門医研修資金貸与条例（平成30年宮崎県条例第14号。以下これらを「廃止前の貸与条例」という。）の規定に基づき研修資金の貸与を受けた者及び同日前から廃止前の貸与条例の規定に基づき研修資金の貸与を受けている者で同日以後引き続き宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の規定に基づき研修資金の貸与を受けるものについても適用する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第23号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
区分及び名称		位置			区分及び名称		位置		
学校		[略]			学校		[略]		
高等学校		[略]			高等学校		[略]		
[略]		[略]			[略]		[略]		
県立宮崎海洋高等学校		宮崎市日の出町1番地			県立宮崎海洋高等学校		宮崎市日ノ出町1番地		
[略]		[略]			[略]		[略]		
[略]		[略]			[略]		[略]		
[略]		[略]			[略]		[略]		
別表第3（第6条関係）					別表第3（第6条関係）				
施設	基準				施設	基準			
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
宮崎県 青島少年自然の家	宿泊室	1人1泊につき	325円以下	[略]	宮崎県 青島少年自然の家	宿泊室	1人1泊につき	330円以下	[略]
		30歳未満の者	650円以下				30歳未満の者	660円以下	
宮崎県 むかばき少年自然の家	研修室	1室1時間につき	495円以下	[略]	宮崎県 むかばき少年自然の家	研修室	1室1時間につき	505円以下	[略]
		宮崎県青島少年自然の家	1時間に つき 全面を利用する場合 半面を利用する場合				1,080円以下 540円以下	宮崎県青島少年自然の家	
宮崎県 御池少年自然の家	体育館	1時間につき	770円以下	[略]	宮崎県 御池少年自然の家	体育館	1時間につき	785円以下	[略]
		宮崎県むかばき少年自然の家 宮崎県御池少年自然の家	1時間につき				770円以下	宮崎県むかばき少年自然の家 宮崎県御池少年自然の家	
宮崎県 御池少年自然の家	キャンプ場	1人1泊につき	[略]	[略]	宮崎県 御池少年自然の家	キャンプ場	1人1泊につき	[略]	[略]
		30歳未満の者	[略]				30歳未満の者	[略]	

			30歳以上の者	<u>215円</u> 以下				30歳以上の者	<u>220円</u> 以下		
	キャン プ用具	テント	1人1泊につき	[略]			キャン プ用具	テント	1人1泊につき	[略]	
			30歳未満の者	<u>215円</u> 以下					30歳未満の者	<u>220円</u> 以下	
		寝袋	1泊1個につき	[略]				寝袋	1泊1個につき	[略]	
			30歳以上の者	<u>215円</u> 以下					30歳以上の者	<u>220円</u> 以下	
		毛布	1泊1枚につき	[略]				毛布	1泊1枚につき	[略]	
			30歳未満の者	<u>215円</u> 以下					30歳未満の者	<u>220円</u> 以下	
			30歳以上の者	<u>215円</u> 以下					30歳以上の者	<u>220円</u> 以下	
宮崎県 体育館	本館競 技場	入場料等 を徴収し ない場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 する時 き 児童 ・生徒 の団体 その他 の団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	[略]		宮崎県 体育館	本館競 技場	入場料等 を徴収し ない場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 する時 き 児童 ・生徒 の団体 その他 の団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	[略]	
			児童 ・生徒 の団体	<u>1,270円</u> 以下					児童 ・生徒 の団体	<u>1,290円</u> 以下	
			その他 の団体	<u>1,990円</u> 以下					その他 の団体	<u>2,030円</u> 以下	
			アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	<u>8,060円</u> 以下					アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	<u>8,210円</u> 以下	
		入場料等 を徴収す る場合	1団体1 日につき アマチ ュアス ポーツ に利用 する時 き 児童 ・生徒 の団体	1人1日 当たりの 入場料等 の最高額				入場料等 を徴収す る場合	1団体1 日につき アマチ ュアス ポーツ に利用 する時 き 児童 ・生徒 の団体	1人1日 当たりの 入場料等 の最高額	

			に 100を 乗じて得 た額(そ の額が13 ,920円に 満たない 場合にあ っては、 13,920円)以下 その 他の 団体 1人1日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100を 乗じて得 た額(そ の額が21 ,840円に 満たない 場合にあ っては、 21,840円)以下 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき 1人1日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100を 乗じて得 た額(そ の額が88 ,700円に 満たない 場合にあ っては、 88,700円)以下							に 100を 乗じて得 た額(そ の額が14 ,180円に 満たない 場合にあ っては、 14,180円)以下 その 他の 団体 1人1日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100を 乗じて得 た額(そ の額が22 ,240円に 満たない 場合にあ っては、 22,240円)以下 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき 1人1日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100を 乗じて得 た額(そ の額が90 ,340円に 満たない 場合にあ っては、 90,340円)以下		
	別館第1競技場	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 する とき 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体	[略] [略] 530円以 下	[略]			別館第1競技場	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 する とき 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体	[略] [略] 540円以 下	[略]		

		アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	<u>2,050円</u> 以下					アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	<u>2,090円</u> 以下	
別館第 2 競技 場	専用での 利用の場 合	1 団体 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	[略] <u>370円以</u> 下	[略]	別館第 2 競技 場	専用での 利用の場 合	1 団体 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	[略] <u>380円以</u> 下	[略]	
	専用での 利用でな い場合	1 団体 (個人を含む。) 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 (個人を含む。) その他 の団体 (個人を含む。)	[略] <u>190円以</u> 下			専用での 利用でな い場合	1 団体 (個人を含む。) 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 (個人を含む。) その他 の団体 (個人を含む。)	[略] <u>200円以</u> 下		
別館第 3 競技 場	専用での 利用の場 合	1 団体 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	[略] <u>370円以</u> 下		別館第 3 競技 場	専用での 利用の場 合	1 団体 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	[略] <u>380円以</u> 下		
	専用での 利用でな い場合	1 団体 (個人を含む。) 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 (個人を含む。) その他 の団体 (個人を含む。)	[略] <u>190円以</u> 下			専用での 利用でな い場合	1 団体 (個人を含む。) 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 (個人を含む。) その他 の団体 (個人を含む。)	[略] <u>200円以</u> 下		

屋外人工登はん壁	1 団体 1 時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体の団体	[略] 190円以下	[略]			屋外人工登はん壁	1 団体 1 時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体の団体	[略] 200円以下	[略]		
屋内人工登はん壁	団体が利用する場合	1 団体 1 時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体の団体	[略] 190円以下			屋内人工登はん壁	団体が利用する場合	1 団体 1 時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体の団体	[略] 200円以下		
	[略]						[略]				
会議室	1 時間につき	150円以下	[略]			会議室	1 時間につき	160円以下	[略]		
附帯設備器具 (利用に要する消耗器材は含まない。)	浴室・シャワー (温水)	1 時間につき	570円以下	[略]		附帯設備器具 (利用に要する消耗器材は含まない。)	浴室・シャワー (温水)	1 時間につき	580円以下	[略]	
	ボクシング用具	同	200円以下				ボクシング用具	同	210円以下		
	アマチュア用	同	2,620円以下				アマチュア用	同	2,670円以下		
	その他	同					その他	同			
	電光表示盤	同	120円以下				電光表示盤	同	130円以下		
	ボーダーライト	1 列 1 時間につき	390円以下				ボーダーライト	1 列 1 時間につき	400円以下		
	スポットライト	1 台 1 時間につき	220円以下				スポットライト	1 台 1 時間につき	230円以下		
	フットライト	1 列 1 時間につき	390円以下				フットライト	1 列 1 時間につき	400円以下		
放送設備 (マイク、ロフォンは 2 本とする。)	1 時間につき	490円以下			放送設備 (マイク、ロフォンは 2 本とする。)	1 時間につき	500円以下				
	[略]					[略]					
卓球用具	一式 1 日につき	4,530円以下			卓球用具	一式 1 日につき	4,610円以下				
競技専用	1 台 1 時間につき	[略]			競技専用	1 台 1 時間につき	[略]				
競技専用以外					競技専用以外						
体操用具	一式 1 日につき	3,390円以下			体操用具	一式 1 日につき	3,450円以下				
競技専用	1 種目 1 時間につき	[略]			競技専用	1 種目 1 時間につき	[略]				
競技専用以外					競技専用以外						
	[略]					[略]					

		持込電気器具用電気	1キロワットにつき	220円以下				持込電気器具用電気	1キロワットにつき	230円以下		
宮崎県ライフル射撃競技場	エアライフル射撃場	1人2時間まで	10歳以上の児童・生徒 その他の者	125円以下	[略]	宮崎県ライフル射撃競技場	エアライフル射撃場	1人2時間まで	10歳以上の児童・生徒 その他の者	130円以下	[略]	[略]
	スモールボアライフル射撃場	1人2時間まで	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。） 生徒 その他の者	370円以下	[略]		スモールボアライフル射撃場	1人2時間まで	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。） 生徒 その他の者	380円以下	[略]	[略]

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第24号

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考		使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考	
[略]							[略]						
3 体 育館 使用 料	本 館 競 技 場	入場料 等を徴 収しな い場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に使用 する とき 児童 ・生 徒の	1,270円	[略]	[略]	3 体 育館 使用 料	本 館 競 技 場	入場料 等を徴 収しな い場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に使用 する とき 児童 ・生 徒の	1,290円	[略]	[略]

			た額(その額が8万8,700円に満たない場合には、8万8,700円)							た額(その額が9万340円に満たない場合には、9万340円)			
	別館第1競技場	1団体1時間につき アマチユアスポーツに使用するとき 児童 ・生徒の団体 その他の団体 アマチユアスポーツ以外に使用するとき	[略] 530円 2,050円	[略]				別館第1競技場	1団体1時間につき アマチユアスポーツに使用するとき 児童 ・生徒の団体 その他の団体 アマチユアスポーツ以外に使用するとき	[略] 540円 2,090円	[略]		
	別館第2競技場	専用使用の場合 1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体の団体	[略] 370円	[略]				別館第2競技場	専用使用の場合 1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体の団体	[略] 380円	[略]		
		専用使用でない場合 1団体(個人を含む。)1時間につき 児童・生徒の団体(個人を含む。) その他の団体(個人を含む)	[略] 190円						専用使用でない場合 1団体(個人を含む。)1時間につき 児童・生徒の団体(個人を含む。) その他の団体(個人を含む)	[略] 200円			

別館第3競技場	専用使用の場合	1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体の団体	[略] 370円									
	専用使用でない場合	1団体（個人を含む。）1時間につき 児童・生徒の団体（個人を含む。） その他の団体（個人を含む。）	[略] 190円									
屋外人工登はん壁		1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体の団体	[略] 190円									
屋内人工登はん壁	団体が使用する場合	1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体の団体	[略] 190円									
	[略]	[略]										
会議室		1時間につき	150円									[略]
附帯設備器具（使用に）	浴室・シャワー（温水）	1時間につき	570円									[略]
	ボクシング用具（アマチュア用）	同	200円									[略]
別館第3競技場	専用使用の場合	1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体の団体	[略] 380円									
	専用使用でない場合	1団体（個人を含む。）1時間につき 児童・生徒の団体（個人を含む。） その他の団体（個人を含む。）	[略] 200円									
屋外人工登はん壁		1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体の団体	[略] 200円									
屋内人工登はん壁	団体が使用する場合	1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体の団体	[略] 200円									
	[略]	[略]										
会議室		1時間につき	160円									[略]
附帯設備器具（使用に）	浴室・シャワー（温水）	1時間につき	580円									[略]
	ボクシング用具（アマチュア用）	同	210円									[略]

	要する消耗器材は含まない。 。)	その他	同	2,620円	[略]	[略]	[略]	[略]	要する消耗器材は含まない。 。)	その他	同	2,670円	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		電光表示盤	同	120円						電光表示盤	同	130円					
		ボーダーライント	1列1時間につき	390円						ボーダーライント	1列1時間につき	400円					
		スポットライト	1台1時間につき	220円						スポットライト	1台1時間につき	230円					
		フットライト	1列1時間につき	390円						フットライト	1列1時間につき	400円					
		放送設備(マイクロフォンは2本とする。)	1時間につき	490円						放送設備(マイクロフォンは2本とする。)	1時間につき	500円					
	[略]			[略]													
	卓球用具			卓球用具													
	競技専用	一式1日につき	4,530円	競技専用					一式1日につき	4,610円							
	競技専用以外	1台1時間につき	[略]	競技専用以外					1台1時間につき	[略]							
	体操用具			体操用具													
	競技専用	一式1日につき	3,390円	競技専用					一式1日につき	3,450円							
競技専用以外	1種目1時間につき	[略]	競技専用以外	1種目1時間につき	[略]												
[略]			[略]														
持込電気器具用電気	1キロワットにつき	220円	持込電気器具用電気	1キロワットにつき	230円												
4 ライフル射撃競技場使用料	エアライフル射場	1人2時間まで 10歳以上の児童・生徒 その他の者	125円 [略]	4 ライフル射撃競技場使用料	エアライフル射場	1人2時間まで 10歳以上の児童・生徒 その他の者	130円 [略]										
	スモールボアライフル射場	1人2時間まで 高等学校(中等教育学校の後期課程及び	[略]		スモールボアライフル射場	1人2時間まで 高等学校(中等教育学校の後期課程及び	[略]										

				特別支 援学校 の高等 部を含 む。) 生徒 その他 の者	370円					特別支 援学校 の高等 部を含 む。) 生徒 その他 の者	380円				
5 総 合博 物館 観覧 料及 び総 合博 物館 使用 料	[略]														
	総 合博 物館 特別 展示 室	入 場料 等を 徴収 する 場合	1日につ き	24,210円	[略]										[略]
		入 場料 等を 徴収 しない 場合	同	18,160円											
6 西 都原 考古 博物 館使 用料	ホール		午前 午後	3,480円 6,960円	[略]										[略]
	ホール 設備	冷 房設 備	1時間につ き	1,340円	[略]										[略]
		暖 房設 備	同	660円											
	音声ガイド		1台1回 につき	410円	[略]										[略]
7 美 術館 観覧 料及 び美 術館 使用 料	[略]														
	美 術館 使用 料	県 民ギ ャラ リー ー1	入 場料 等を 徴収 する	1日につ き	9,100円	[略]									[略]
5 総 合博 物館 観覧 料及 び総 合博 物館 使用 料	[略]														
	総 合博 物館 特別 展示 室	入 場料 等を 徴収 する 場合	1日につ き	24,660円	[略]										[略]
		入 場料 等を 徴収 しない 場合	同	18,500円											
6 西 都原 考古 博物 館使 用料	ホール		午前 午後	3,540円 7,080円	[略]										[略]
	ホール 設備	冷 房設 備	1時間につ き	1,370円	[略]										[略]
		暖 房設 備	同	680円											
	音声ガイド		1台1回 につき	420円	[略]										[略]
7 美 術館 観覧 料及 び美 術館 使用 料	[略]														
	美 術館 使用 料	県 民ギ ャラ リー ー1	入 場料 等を 徴収 する	1日につ き	9,200円	[略]									[略]

	場合								場合								
	入場料等を徴収しない場合	同	6,900円						入場料等を徴収しない場合	同	7,000円						
	県民ギャラリー 2 入場料等を徴収する場合	同	8,500円						県民ギャラリー 2 入場料等を徴収する場合	同	8,700円						
	入場料等を徴収しない場合	同	6,400円						入場料等を徴収しない場合	同	6,500円						
	企画展示室 入場料等を徴収する場合	同	26,100円						企画展示室 入場料等を徴収する場合	同	26,600円						
	入場料等を徴収する場合	同	19,600円						入場料等を徴収する場合	同	19,900円						

	収 し な い 場 合									収 し な い 場 合							
	ア ー ト ホ ー ル	午前10時 から正午 まで 午後1時 から午後 3時まで 午後3時 から午後 6時まで	<u>1,600円</u> <u>1,600円</u> [略]							ア ー ト ホ ー ル	午前10時 から正午 まで 午後1時 から午後 3時まで 午後3時 から午後 6時まで	<u>1,700円</u> <u>1,700円</u> [略]					
	ア ト リ エ 1	個人開放 日におけ る使用1 人につき 午前10 時から 午後1 時まで 午後1 時から 午後5 時まで	<u>210円</u> <u>310円</u>	[略]						ア ト リ エ 1	個人開放 日におけ る使用1 人につき 午前10 時から 午後1 時まで 午後1 時から 午後5 時まで	<u>220円</u> <u>320円</u>	[略]				
	ア ト リ エ 2	個人開放 日におけ る使用1 人につき 午前10 時から 午後1 時まで 午後1 時から 午後5 時まで	<u>410円</u> <u>510円</u>							ア ト リ エ 2	個人開放 日におけ る使用1 人につき 午前10 時から 午後1 時まで 午後1 時から 午後5 時まで	<u>420円</u> <u>520円</u>					
	ア ト リ エ 3	個人開放 日におけ る使用1 人につき 午前10 時から 午後1 時まで 午後1 時から 午後5 時まで	<u>210円</u> <u>310円</u>							ア ト リ エ 3	個人開放 日におけ る使用1 人につき 午前10 時から 午後1 時まで 午後1 時から 午後5 時まで	<u>220円</u> <u>320円</u>					
設 備 器 具	電 気 窯	1時間 につき	<u>310円</u>	[略]						設 備 器 具	電 気 窯	1時間 につき	<u>320円</u>	[略]			

	具	持 込 電 気 器 具 用 電 気	1キロワットにつき	<u>310円</u>	[略]			
8 少年自然の家使用料	宿泊室		1人1泊につき	<u>325円</u>	[略]	[略]		
			30歳未満の者	<u>650円</u>				
			30歳以上の者					
	研修室		1室1時間につき	<u>495円</u>				
	体 育 館	宮崎県青島少年自然の家	1時間につき	全面を使用する場合	<u>1,080円</u>			
				半面を使用する場合	<u>540円</u>			
		宮崎県むかばき少年自然の家	1時間につき	<u>770円</u>				
		宮崎県御池少年自然の家						
	キャンプ場		1人1泊につき	[略]				
			30歳未満の者	<u>215円</u>				
キ ャ ン プ 用 具	テント	1人1泊につき	30歳未満の者	[略]				
			30歳以上の者	<u>215円</u>				
	寝袋	1泊1個につき	[略]					
		30歳未満の者	[略]					
		30歳以上の者	<u>215円</u>					
	毛布	1泊1枚につき						
	具	持 込 電 気 器 具 用 電 気	1キロワットにつき	<u>320円</u>	[略]			
8 少年自然の家使用料	宿泊室		1人1泊につき	<u>330円</u>	[略]	[略]		
			30歳未満の者	<u>660円</u>				
			30歳以上の者					
	研修室		1室1時間につき	<u>505円</u>				
	体 育 館	宮崎県青島少年自然の家	1時間につき	全面を使用する場合	<u>1,100円</u>			
				半面を使用する場合	<u>550円</u>			
		宮崎県むかばき少年自然の家	1時間につき	<u>785円</u>				
		宮崎県御池少年自然の家						
	キャンプ場		1人1泊につき	[略]				
			30歳未満の者	<u>220円</u>				
キ ャ ン プ 用 具	テント	1人1泊につき	30歳未満の者	[略]				
			30歳以上の者	<u>220円</u>				
	寝袋	1泊1個につき	[略]					
		30歳未満の者	[略]					
		30歳以上の者	<u>220円</u>					
	毛布	1泊1枚につき						

			30歳未満の者 30歳以上の者	[略] 215円					30歳未満の者 30歳以上の者	[略] 220円			
別表第2 (第3条関係)						別表第2 (第3条関係)							
手数料	区 分	単 位	金 額		備 考								
[略]													
9 宮崎県美術展出品手数料	一般	1点につき	3,000円		[略]								
	[略]												
[略]													

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第25号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年宮崎県条例第33号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」又は「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。</p> <p>(風俗営業の営業所の設置を制限する地域)</p> <p>第4条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域については、公安委員会規則で定める地域を除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(風俗営業に係る騒音及び振動の規制)</p> <p>第7条 法第15条の条例で定める数値で騒音に係るものは、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">数 値</td> </tr> </table>		数 値	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「<u>田園住居地域</u>」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」又は「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、<u>田園住居地域</u>、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。</p> <p>(風俗営業の営業所の設置を制限する地域)</p> <p>第4条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、<u>準住居地域及び田園住居地域</u>（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域については、公安委員会規則で定める地域を除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(風俗営業に係る騒音及び振動の規制)</p> <p>第7条 法第15条の条例で定める数値で騒音に係るものは、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">数 値</td> </tr> </table>		数 値
	数 値				
	数 値				

地 域	昼間 （午前6時 後午後6時 前）	夜間 （午後6時 から翌日の 午前零時前 ）	深夜 （午前零時 から午前6 時まで）	地 域	昼間 （午前6時 後午後6時 前）	夜間 （午後6時 から翌日の 午前零時前 ）	深夜 （午前零時 から午前6 時まで）
1 第一種低層住居 専用地域及び第二 種低層住居専用地 域	[略]			1 第一種低層住居 専用地域、第二種 低層住居専用地域 及び田園住居地域	[略]		
[略]				[略]			
2 [略] （酒類提供飲食店営業の禁止地域）				2 [略] （酒類提供飲食店営業の禁止地域）			
第30条 酒類提供飲食店営業は、第一種低層住居専用地域、第二種 低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住 居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（ 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域については、公 安委員会規則で定める地域を除く。）においては、深夜において これを営んではならない。				第30条 酒類提供飲食店営業は、第一種低層住居専用地域、第二種 低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住 居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び 田園住居地域（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 については、公安委員会規則で定める地域を除く。）においては 、深夜においてこれを営んではならない。			

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。